H26年度　大阪府景観審議会

第1回　古市古墳群部会　意見要旨

建築指導室建築企画課

・平成26年8月7日（木）10：00～11：30

・大阪府咲洲庁舎　20階　会議室

・出席委員：嘉名委員、亀田委員、下村委員、島田委員

　　冨田委員、東房専門委員、松本専門委員

□「古市古墳群緩衝地帯における屋外広告物規制について」

【委員】

この部会は、5月27日に開催した景観審議会で設置が決定している。世界遺産登録にむけての、屋外広告物規制を専門家のみなさんのご意見を賜りたいと思う。

【事務局】

　資料説明

【委員】

　今回は実態を調べていただいたということで、かなり、現地の様子が分かって今回は適格・不適格の調査をして頂いているが、これは厳密に言うと、新基準に照らして適格か不適格かということと、現行基準に照らして適格か不適格かという2点がある。和歌山県の世界遺産のときにもお手伝いさせて頂いたが、新基準に照らしても、現行基準に照らしても不適格というものが多かった。屋外広告物関係については、構造的な問題があるが、善意か悪意かはともかく、知らなかったということも結構あり、実態上、ルールが徹底されていないのかなと思う。そういう意味で、認知度というか、屋外広告物のルールが変わる際に、特に幹線道路沿道についてはルールを守ってもらうために周知をするということが大事である。その上で、新基準に照らしたときに、経過措置の話もあったが、遵守してもらうことが非常に大事である。屋外広告物のルールが変わる、世界遺産に対しても一定のルールを守って頂かなければならないんだということを非常に多くの方に知って頂く必要がある。堺市なんかでも、住民説明会をすると、世界遺産に関する関心が高くて、もっと景観を良くするルール作りをしてほしいというような市民の声も出ている。世界遺産は市民の関心も非常に高いので、屋外広告物についてもタイミングを合わせて一体的にやっていくべきである。屋外広告物だけの住民説明会をしてしまうと、なかなか浸透力がなく、認知度が低いので、そういう工夫で認知度を上げていくのが良い。

　ルールだけ守ればいいのかという様なところが実態上はあって、屋外広告物の新基準というのは、基本的には面積、大きさで規定されるということなんですが、不適格の件数が多いということもあって、どうしたらいいのかというケースが結構あると思う。両市の景観計画を見ても古墳周辺の景観を良くしていくという方針が盛り込まれているので、積極的な対策があってもいいのではと思う。コンビニなどでは、歴史的な町並みや周辺地域に合わせて、落ち着いた配色にするなど、取り組まれているところもあるので、そういうものを参考に案を示していくと、前向きに捉えてくれる事業者さんもいるのではないかと思う。

　それから、これだけ不適格件数が多い現状をどうしていくかということもある。多数の人を動員してやるということは、現実的には、なかなか難しいので、認知度を上げていく取り組みであるとか、場合によっては、モデル地区を設定して、そこで模範的な状況を作って、それを広げていくというような話もあるのかなと思う。

【委員】

　自然的・文化的な古墳群周辺環境をいかに保全していくのかということがベースにある。ちょっと申し上げにくいが、戦略的に世界遺産指定を目指しているのは、観光客動員ということもあるが、ベースは文化的自然的環境の保全であるはず。庁内の中では観光客が増えるというのは、景観を推進していく上では非常に大事な話であると思うが、今まで手を付けてなかったところ、例えば、道路・河川等の景観をさわっていくきっかけになる。そうしたときに、気になるのが、資産近傍と緩衝緑地帯ラインの取り決めである。地元にきっちり理解してもらう必要があると思う。もし、ラインの取り決めについて、分かっておられる所があれば、ご説明頂きたい。

それから、堺の世界遺産周辺のバッファゾーンの決め方が話しに上がっていたことがあった。今回の対象ゾーンにおいて、建築物の形態意匠の写真を拝見していると色彩でインパクトが強いもの（黄色い建物）がある。また、古墳があることで周辺への緑地の供給という点では意義あるが、古墳がどう見えるかという可視領域とかを調査されて、資産近傍を考えておられるのか、どういった視点でラインが決められているのか、担当市さんの方で景観計画を作られている時にそういう調査を行われているのなら、あまり問題はないと思う。このライン設定の説明が結構、大事になってくると思うが、ご存知のところがあれば、ご説明頂きたい。

【事務局】

　緩衝地帯のラインについては、基本的に、世界文化遺産登録推進本部会議の方で決定されたものを受けている。

　資産近傍については、用途地域的にみると、そうでない所も一部あるが、基本的には両市とも第一種低層住居専用地域におおむねなっている。世界遺産の構成資産としての景観の保全をどういう風に図っていくのかという立場で、すでに決められたことを前提にしていると話したが、景観からみた用途地域的な問題や設定されていないエリアとの整合をどう図っていくかという辺りについては、今後の取り組みの内容になっていくと考えている。

【委員】

　関連するが、例えば近傍で道路で区分しているが、緩衝緑地で指定基準が違うのであれば、その道路の反対側までは入っているという理解でいいのか。道路のパースペクティブを見てみると、左側と右側で指定基準が違うというのはバランスが悪い。

【事務局】

　趣旨は理解できますが、実際は、旧170号線（旧外環）では、地形地物で区分しており、東側のエリアについては含まれていないということになっています。屋外広告物の規制でいうと、道路の右と左で規制内容が異なっているということも当然、出てくるが、それについては、全体的な緩衝地帯ということではなくて、全体的に景観の保全を図っていくという立場で、規制のかかっていないところについても、配慮頂くということで、実質的に運用していくかどうかということも含めて、今後の課題と考えている。

【委員】

　もちろん、外環とか山際ラインとか河川沿線というのは、すでに景観形成地域であって、景観条例に基づいてやっているので、指導の対象になってくると思う。その時の指導基準をどう見せていくか、個別対応になるかもしれないが、その辺りを具体的に運用していくと、反対側のほうも、古墳のエリアの話ではなくて、すでに決めている景観法に基づく景観計画の中で対応できる場面もあろうかと思う。合わせ技で、やっていく必要があるのではないかなと思う。

【委員】

　道路で見たときのアンバランスというのは地域全体としてみれば、ちょっと違和感がある。委員のご指摘にもあった規制を一致させろというか、実態的にバランスが取れたらいいのではないか、そこを条例規制でやるのかガイドラインで誘導していくのか、法律家としてはそういうことも考えないといけないと思う。

【委員】

　業界の人間としては、京都でこういう話をすると事業主が理解を示してくれる。大阪ではなんで、うちだけと言われる。認知度・告知の方法を重点的にやって頂けたらと思う。組合に加入している業者が事業主にいちいち説明している場合も多く、なかなか理解して頂けないのが現状なので、その辺に力を入れてほしい。

適格不適格の数は、実際に全て調査されたのか。

【事務局】

　調査した。実際に調査を行っているのは、藤井寺・羽曳野両市。両市とも委託して、現地で一つずつ確認したうえで、面積、高さを算出している。全域ではまだできておらず、まず幹線と近傍を中心にやっていっている状況。

【委員】

　京都では、5～6年前から規制をやってきたが、規制前から業界の方や市民、昔からの伝統産業関係者との合意形成であるとか、条例施行後の猶予期間があってそれまでの取り組み等、その辺りを調べてもらっているが、京都と大阪の広告業者とでは、だいぶ感触は違うのか。

【委員】

　意識はやっぱり違いますね。京都は浸透している。大阪だけではないが、意識が浸透していない地域では、なかなか理解は得られない。というのも、他府県では罰則も厳しくないので、自分のとこだけそうするのには、抵抗があると思う。京都はそもそも罰則を設けており、業界の人間を集めて研修会もやっている。京都市をあげて取り組んでいるので、業界としてもやりやすい。

【委員】

　京都の地下鉄に乗っていると、猶予期間がいつまでと書いてある。

業界関係者に聞きたいが、屋上広告物、これについて、京都の事情等ご存知であればお聞かせ願いたい。屋上広告物の規制が入って、経過期間がもう切れるので、その状況など。

【委員】

　広告の資産状況として、ビルの持ち主の資産か広告主の資産かどうかによって扱いが異なる。広告主の方は条例が厳しいので、違反した広告物は外していっていると思う。ビルのオーナーは今、金がないとか言われるので、京都市としてもそういう貸付をしているが、最終的には自己負担なので、抵抗されている方もいると伺っている。ニュースにもなったラブホテルの案件、あそこの壁は最終的には改修しますとなったので、非常に良いパブリシティというか、行政が徹底的にやりますというのは、今回が日本で初めてではないか。業界としては非常にありがたい。我々としてもお客さんを説得しやすい雰囲気が出てくることは間違いない。ビジネスとしてはどうしても縮小されるので辛いですが。

　それと、さっきの緩衝地帯は我々業界のこと、広告主のことをご配慮頂いての結果なのかと私自身は勝手に想像しているが、境界線周辺でのお客さんのニーズは間違いなくあって、どうしても違反広告物につながる可能性も高いので、その辺りの対応、規制もしっかりやっていただかないと、かえって混乱を招くことになる。我々としても当然、努力するし、組合員さんも当然、広告主にはお話させてもらっているが、広告主に押し切られてしまう業者さんがいるのも事実である。

【委員】

　広告主さんに対してということになるかもしれないが、屋外広告物というのは、クリエイティビティというか、品の高さをこれまで論議されたりすることは少なかった。テレビのCMやラジオには、名だたる賞があって、皆さん腕を磨かれている。世界では一度だけ、色んな広告物が集まるお祭りがある。そこにはOOHというアウトオブハウス部門があり、かなり盛況で品の高さを競っている。グランプリともなると、ほう～と胸を張れるような看板もできていたりして、歴史がある。大きさの規制をしていくのと平行して、（看板の）中身も両市にふさわしい屋外広告物にしていく。数から言ったら、向こうで勉強しておられる方もたくさんいらっしゃると思う。主に広告主さんに言うことなのかもしれないが、屋外広告物やから、なんとなく勢いでばんとやるのではなく、同じお金をかけるんやったら、こういった趣旨に沿って、賞を取るようなつもりで屋外広告物をつくったらどうかと思う。

【委員】

　表彰というか、そういう制度があるのか。

【委員】

　制度はある。交通広告グランプリとか。大阪ではない、今のところ実施されているのは東京だけ。

【委員】

　表彰されるのは、クリエーターなのか広告主なのか

【委員】

　カンヌの場合は、広告主とクリエーターがセットで一緒になって作ったものを賞としている。

【委員】

　モデル地域があったら、そこでできるかなと思ったりした。

【委員】

　別紙2の適用除外広告物っていうのは病院等という理解でいいのか。

【事務局】

　ここでは代表的に自家用広告物としか書いていないが、適用除外が適用されるものに関しては、例えば公共が掲出するものに関しては、だいたい適用除外。多数の人に案内をしないといけない施設として位置づけられるようなものに関しては、適用除外に該当するという扱いをしているものもある。だから、病院も線引きが難しいが、大きな病院についてはそういう施設に該当する。

【委員】

　出てくるとすれば、最近は特養とか高齢者向けのケアハウスとかが出てくる可能性が高いと思う。これらは適用除外にはならないのか。

【事務局】

　診療所もそうだが、幅を広げていくと案内看板が乱立するということも想定されるので、できるだけ限定的に運用していこうとしている。

【委員】

　大阪府立急性期・総合医療センターの、阿倍野筋に沿った車の出入り口の所に、看板がないので急に出入り口が出てくる様な形になっている。信号はあるが、サインはない。カーナビもあるが、運転は前を向いてするものなので、看板がなく、見通しも悪い事から急ブレーキをかけて事故が起こる可能性もある。公共的な施設や大学などは案内看板を立てるべきではないか。公共的なものについては、もう少し幅を広げて、配慮頂きたい。

　古墳の場合は、看板がなじまないし、住宅地域と商業地域のメリハリをはっきり付けた方が良いので、私自身は規制は良いことだと思う。しかし、公共施設の案内のための看板等は必要だと思う。その辺りの配慮もお願いしたい。

【委員】

　先ほどの続きで、禁止事項の中によく出てくるのは、寸法的なところだが、大きな看板は独立看板を含めて、特に、色は気になる。CIがあるので、京都みたいに言うことを聞いてくれるところは、なかなか少ないが、基準はかけないのか。せめて周辺景観になじむとかでも、一言書いてあるのとないのとでは、印象が違う。書いていないと、いわゆる誘導基準や指導基準がないという話になる。

【事務局】

　先ほどのお話ともリンクしてくるが、条例の中でどこまで規制をかけるのかということと、ガイドライン的なところと、行政指導の範疇の中でどうやっていくのかということを分けて考えないといけないと思っている。もちろんガイドラインの中では、今言っていただいたお話について、全て盛り込むことは無理だと思います。実際に規制をかけていくのは、藤井寺市・羽曳野市、隣接する堺市になるので、統一的なやり方を考えていかないといけないと思っている。課題認識というのは、３市とも持っておられるので、それをどういう形で規制していくのか、ガイドラインの中で規制するのか、その辺を詰めて調整していきたいと考えている。

【委員】

　そのときに、これはアウトラインだと思うので、最終的に具体的な窓口対応を含めたところをやっていくんだったら、ガイドラインに、ある一定の誰が見ても納得できるようなものを示す必要がある。第2回部会までに堺・羽曳野・藤井寺の指導基準を横並びにするような資料を用意していただきたい。市境界を跨いだら、色が違うのか、大きさが違うのか、その辺りが分かるような資料を集めていただけると議論の対象になるので。

【委員】

　緩衝地帯における規制方針の話は、世界文化遺産登録推進本部会議の方で出されたものなので、こっちで変えるわけにはいかない。これをベースに作らないといけないという制約がある。さらに屋外広告物の方針もあるが、それをさらに工夫ができるかどうか、もっと厳しくやっていくかどうか、最低限この枠内でやらないといけない。基本的に世界遺産登録にむけたスケジュールがあるので、必要最小限の整理をしないといけない。もちろん、それで終わるのではなく、ガイドラインあるいはアドバイザー制度含めて世界遺産地域の規制制度をどう行うのかということを継続的に並行的に部会及び審議会で必要最小限、検討していかないといけない。

以上